

大分大学医学部附属病院クリニカルパス推進委員会細則

令和元年9月25日制定
令和元年医学部附属病院細則第4-5号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第16条の規定により、大分大学医学部附属病院クリニカルパス推進委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、大分大学医学部附属病院におけるクリニカルパスの推進を図るため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) クリニカルパスの総括に関すること。
- (2) クリニカルパスの推進に関すること。
- (3) クリニカルパスに係る大分大学医学部附属病院診療記録委員会との連携に関すること。
- (4) その他クリニカルパスに関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 内科系及び外科系の診療科長 6人
- (2) 診療記録管理責任者
- (3) 医療情報部長
- (4) 薬剤部長
- (5) 看護部長
- (6) 大分大学医学部附属病院クリニカルパス小委員会委員長
- (7) 医学・病院事務部長
- (8) 医事課長
- (9) その他委員長が必要と認める者

2 前項第1号及び第9号の委員は、病院長が指名する。

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第2号の委員をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。

3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の委員会において報告しなければならない。

(代理出席)

第8条 委員が、やむを得ない事由により委員会に出席できないときは、あらかじめ議長の承認を得て、当該委員が指名した代理の者を委員会に出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(小委員会)

第10条 委員会に、医療の質の向上と効率化を図り、診療業務の合理化及び電子化を推進するため、大分大学医学部附属病院クリニカルパス小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。

2 小委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第11条 委員会の事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、令和元年9月25日から施行し、令和元年9月5日から適用する。

2 この細則適用後、最初に指名される第3条第1項第2号及び第10号の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。

附 則（令和5年医学部附属病院細則第1－3号）

この細則は、令和5年4月1日から施行する。